

第一回福生市議会定例会会議録 (第三号)

平成二年三月七日福生市議会議場に第一回福生市議会定例会が開催された。

出席議員は次のとおりである。

一番	田村正秋君	二番	大森進君	三番	野口秀世君
四番	浜中輝夫君	五番	須釜亮次君	六番	南木繁男君
七番	佐藤慶二君	八番	林田武君	九番	在原博君
十番	村野和一郎君	十一番	松山清君	十二番	原敏子君
十三番	遠藤洋一君	十四番	赤星行人君	十五番	齋藤巽君
十六番	井上寅吉君	十七番	上野重勝君	十八番	小野沢久君
十九番	堀川寅實君	二十番	指田保雄君	二十一番	東田正治君
二十二番	宮沢良一君	二十三番	仲村清信君	二十四番	村尾栄次君

欠席議員は次のとおりである。

なし

欠員は次のとおりである。

なし

一 議会議務局職員は次のとおりである。

議会議務局長 古谷 正夫君 議事係長 島田 幸治君

臨時速記 山川 芳子君
事務補佐員

出席説明員は次のとおりである。

市長 石川 彌八郎君 助 役 浅見 裕康君 収入 役 内田 和雄君

教育 長 来住野 和也君 企画財政部長 野沢 久人君 総務部長 森田 進君

市民部長 岩崎 好亮君 福祉部長 石川 和夫君 建設部長 小野 光朗君

教育次長 矢崎 茂夫君 監査委員 黒田 登君 選挙管理委員長 川辺 登茂次君

行政推進 担当 参事 関口 清君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

平成二年第一回福生市議会定例会議事日程（第二日目）

開議日時 三月七日（水）午前十時

日程第一 一般質問

日程第二 報告第一号

日程第三 議案第十号

日程第四 議案第十九号

日程第五 議案第二十号

日程第六 議案第十一号

日程第七 議案第十二号

日程第八 議案第十三号

日程第九 議案第十四号

日程第十 議案第十五号

日程第十一 議案第十六号

日程第十二 議案第十七号

日程第十三 議案第十八号

日程第十四 議案第二十一号

日程第十五 議案第二十二号

専決処分の承認を求めることについて（平成元年度福生市一般会計補正予算（第五号））

福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

福生市の鳥選定審議会条例

福生市ふっさ十景選定審議会条例

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

福生市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

福生市体育施設条例の一部を改正する条例

福生市児童遊園条例の一部を改正する条例

福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

福生市都市公園条例の一部を改正する条例

福生市ふるさと基金条例

福生市心身障害者福祉施設条例

- 日程第十六 議案第二十三号
- 日程第十七 議案第二十四号
- 日程第十八 議案第二十五号
- 日程第十九 議案第二十六号
- 日程第二十 議案第二十七号
- 日程第二十一 議案第二十八号
- 日程第二十二 議案第二十九号
- 日程第二十三 議案第三十号
- 日程第二十四 議案第三十一号
- 日程第二十五 議案第三十二号
- 日程第二十六 議案第三十三号
- 日程第二十七 陳情第二十一号
- 日程第二十八 陳情第二十二号

福生都市計画事業福生加美平土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例

福生都市計画事業福生駅東口土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例

平成元年度福生市一般会計補正予算（第六号）

平成元年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）

平成元年度福生市下水道事業会計補正予算（第五号）

平成二年度福生市一般会計予算

平成二年度福生市国民健康保険特別会計予算

平成二年度福生市老人保健医療特別会計予算

平成二年度福生市下水道事業会計予算

平成二年度福生市受託下水道事業会計予算

市道路線の認定について

原爆被害者援護法即時制定の意見書提出に関する陳情書

子供たちを最大の被害者にする新学習指導要領の撤回を求める陳情書

平成二年第一回福生市議会定例会議事日程（第二日目）

（追加その一）

追加日程第一 議案第三十四号

福生市の一般職の職員の平成二年三月期期末手当の支給割合を定める条例

日誌第十八 議案第三十五号
日誌第十九 議案第三十六号
日誌第二十 議案第三十七号
日誌第二十一 議案第三十八号
日誌第二十二 議案第三十九号
日誌第二十三 議案第四十号
日誌第二十四 議案第四十一号
日誌第二十五 議案第四十二号
日誌第二十六 議案第四十三号
日誌第二十七 議案第四十四号
日誌第二十八 議案第四十五号
日誌第二十九 議案第四十六号
日誌第三十 議案第四十七号
日誌第三十一 議案第四十八号
日誌第三十二 議案第四十九号
日誌第三十三 議案第五十号
日誌第三十四 議案第五十一号
日誌第三十五 議案第五十二号
日誌第三十六 議案第五十三号
日誌第三十七 議案第五十四号
日誌第三十八 議案第五十五号
日誌第三十九 議案第五十六号
日誌第四十 議案第五十七号
日誌第四十一 議案第五十八号
日誌第四十二 議案第五十九号
日誌第四十三 議案第六十号
日誌第四十四 議案第六十一号
日誌第四十五 議案第六十二号
日誌第四十六 議案第六十三号
日誌第四十七 議案第六十四号
日誌第四十八 議案第六十五号
日誌第四十九 議案第六十六号
日誌第五十 議案第六十七号
日誌第五十一 議案第六十八号
日誌第五十二 議案第六十九号
日誌第五十三 議案第七十号
日誌第五十四 議案第七十一号
日誌第五十五 議案第七十二号
日誌第五十六 議案第七十三号
日誌第五十七 議案第七十四号
日誌第五十八 議案第七十五号
日誌第五十九 議案第七十六号
日誌第六十 議案第七十七号
日誌第六十一 議案第七十八号
日誌第六十二 議案第七十九号
日誌第六十三 議案第八十号
日誌第六十四 議案第八十一号
日誌第六十五 議案第八十二号
日誌第六十六 議案第八十三号
日誌第六十七 議案第八十四号
日誌第六十八 議案第八十五号
日誌第六十九 議案第八十六号
日誌第七十 議案第八十七号
日誌第七十一 議案第八十八号
日誌第七十二 議案第八十九号
日誌第七十三 議案第九十号
日誌第七十四 議案第九十一号
日誌第七十五 議案第九十二号
日誌第七十六 議案第九十三号
日誌第七十七 議案第九十四号
日誌第七十八 議案第九十五号
日誌第七十九 議案第九十六号
日誌第八十 議案第九十七号
日誌第八十一 議案第九十八号
日誌第八十二 議案第九十九号
日誌第八十三 議案第一百号

日誌第八十四 議案第一百零一号
日誌第八十五 議案第一百零二号
日誌第八十六 議案第一百零三号
日誌第八十七 議案第一百零四号
日誌第八十八 議案第一百零五号
日誌第八十九 議案第一百零六号
日誌第九十 議案第一百零七号
日誌第九十一 議案第一百零八号
日誌第九十二 議案第一百零九号
日誌第九十三 議案第一百一十号
日誌第九十四 議案第一百一十一号
日誌第九十五 議案第一百一十二号
日誌第九十六 議案第一百一十三号
日誌第九十七 議案第一百一十四号
日誌第九十八 議案第一百一十五号
日誌第九十九 議案第一百一十六号
日誌第一百 議案第一百一十七号
日誌第一百零一 議案第一百一十八号
日誌第一百零二 議案第一百一十九号
日誌第一百零三 議案第一百二十号
日誌第一百零四 議案第一百二十一号
日誌第一百零五 議案第一百二十二号
日誌第一百零六 議案第一百二十三号
日誌第一百零七 議案第一百二十四号
日誌第一百零八 議案第一百二十五号
日誌第一百零九 議案第一百二十六号
日誌第一百一十 議案第一百二十七号
日誌第一百一十一 議案第一百二十八号
日誌第一百一十二 議案第一百二十九号
日誌第一百一十三 議案第一百三十号
日誌第一百一十四 議案第一百三十一号
日誌第一百一十五 議案第一百三十二号
日誌第一百一十六 議案第一百三十三号
日誌第一百一十七 議案第一百三十四号
日誌第一百一十八 議案第一百三十五号
日誌第一百一十九 議案第一百三十六号
日誌第一百二十 議案第一百三十七号
日誌第一百二十一 議案第一百三十八号
日誌第一百二十二 議案第一百三十九号
日誌第一百二十三 議案第一百四十号
日誌第一百二十四 議案第一百四十一号
日誌第一百二十五 議案第一百四十二号
日誌第一百二十六 議案第一百四十三号
日誌第一百二十七 議案第一百四十四号
日誌第一百二十八 議案第一百四十五号
日誌第一百二十九 議案第一百四十六号
日誌第一百三十 議案第一百四十七号
日誌第一百三十一 議案第一百四十八号
日誌第一百三十二 議案第一百四十九号
日誌第一百三十三 議案第一百五十号
日誌第一百三十四 議案第一百五十一号
日誌第一百三十五 議案第一百五十二号
日誌第一百三十六 議案第一百五十三号
日誌第一百三十七 議案第一百五十四号
日誌第一百三十八 議案第一百五十五号
日誌第一百三十九 議案第一百五十六号
日誌第一百四十 議案第一百五十七号
日誌第一百四十一 議案第一百五十八号
日誌第一百四十二 議案第一百五十九号
日誌第一百四十三 議案第一百六十号
日誌第一百四十四 議案第一百六十一号
日誌第一百四十五 議案第一百六十二号
日誌第一百四十六 議案第一百六十三号
日誌第一百四十七 議案第一百六十四号
日誌第一百四十八 議案第一百六十五号
日誌第一百四十九 議案第一百六十六号
日誌第一百五十 議案第一百六十七号
日誌第一百五十一 議案第一百六十八号
日誌第一百五十二 議案第一百六十九号
日誌第一百五十三 議案第一百七十号
日誌第一百五十四 議案第一百七十一号
日誌第一百五十五 議案第一百七十二号
日誌第一百五十六 議案第一百七十三号
日誌第一百五十七 議案第一百七十四号
日誌第一百五十八 議案第一百七十五号
日誌第一百五十九 議案第一百七十六号
日誌第一百六十 議案第一百七十七号
日誌第一百六十一 議案第一百七十八号
日誌第一百六十二 議案第一百七十九号
日誌第一百六十三 議案第一百八十号
日誌第一百六十四 議案第一百八十一号
日誌第一百六十五 議案第一百八十二号
日誌第一百六十六 議案第一百八十三号
日誌第一百六十七 議案第一百八十四号
日誌第一百六十八 議案第一百八十五号
日誌第一百六十九 議案第一百八十六号
日誌第一百七十 議案第一百八十七号
日誌第一百七十一 議案第一百八十八号
日誌第一百七十二 議案第一百八十九号
日誌第一百七十三 議案第一百九十号
日誌第一百七十四 議案第一百九十一号
日誌第一百七十五 議案第一百九十二号
日誌第一百七十六 議案第一百九十三号
日誌第一百七十七 議案第一百九十四号
日誌第一百七十八 議案第一百九十五号
日誌第一百七十九 議案第一百九十六号
日誌第一百八十 議案第一百九十七号
日誌第一百八十一 議案第一百九十八号
日誌第一百八十二 議案第一百九十九号
日誌第一百八十三 議案第二百号

平成二年第一回福生市議会定例会第二日目の会議を開きます。

午前十時 開議

○副議長（井上寅吉君） ただいまから平成二年第一回福生市議会定例会第二日目の会議を開きます。

○副議長（井上寅吉君） この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

（古谷議会議務局長報告）

一、陳情書の受理について（別添参照）

○副議長（井上寅吉君） 以上で報告は終わりました。

○副議長（井上寅吉君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 村野和一郎君登壇）

○議会運営委員長（村野和一郎君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日、本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告いたします。

本日の日程でございますが、新たに陳情二件が提出されましたので、昨日残りしました一般質問を冒頭にお願ひし、そのほかの議案は昨日と同じ順序として、日程の最後に陳情二件を組み編成いたしました。

次に新たに提出されました陳情については、お手元に御配付の付託表のとおり、それぞれの所管の委員会へ付託し、審査願うこといたしました。

以上のように議会運営委員会といたしましては決定いたしましたので、御報告申し上げます。

○副議長（井上寅吉君） ただいま、委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしくお願ひいたします。

○副議長（井上寅吉君） これより日程に入ります。

日程第一 初日に引き続き一般質問を行います。まず、六番南木繁男君。

(六番 南木繁男君登壇)

○六番(南木繁男君) おはようございます。さきに通告してあります順序に従いまして、壇上よりの一般質問をさせていただきます。

まず、国旗・国歌の小中学校における取り扱い、市の対応について伺いたいと思います。今回の学習指導要領により、国旗・国歌の取り扱いが入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導をするものとする、「指導するものが望ましい」から、具体的に示されておりますが、市内公立学校での国旗・国歌の取り扱いについて、教育長の御見解をお伺いいたします。

また、昭和六十三年度における入学式、卒業式における市内小中学校の国旗・国歌の取り扱いの実態について、お伺いいたします。式場内に、国旗が掲揚された学校の数、式場外、例えば屋上等に国旗が掲揚された学校数、国歌が斉唱された学校の数、また、国旗掲揚はだれによってなされたか、お知らせ願います。例えば、校長であるとか教頭であるとかということでございます。

さらに、教育委員会は、こうした学校の実態を踏まえ、今後、どのような指導が方針としてあるのかをお伺いいたします。

次に、横田基地の未来像について、お伺いいたします。

東西デタント時代を迎えまして、ヨーロッパにおいては、米ソ両国の戦力削減が盛んに行われております。ヨーロッパでは、チェコスロバキア、ルーマニア等が民主化され、対立すべき要素がだんだんと少なくなっております。翻って、アジアを見ますと、ソ連軍の軍備は、依然として健在であります。また、中国においては、民主化要求が天安門事件によってつぶされております。また、ビルマとか(「ビルマはな」と呼ぶ者あり)何と言ったかな、昔のビルマ、爆弾による事件を起こし、また、公海の海上に大韓航空機を撃墜してしまった北朝鮮——朝鮮民主主義人民共和国は、依然として、健在であります。このような情勢を踏まえ、市長は今後、極東の軍備等、情勢をどのように見通されているかお伺いいたします。

世界情勢と福生市政、余りにもかけ離れているとは思いますが、横田基地を考えますと、やはりこの問

題から入らなければなりませんので、あえてお伺いいたします。

また、市長は常に、基地はない方が望ましいのだと言われておりますが、その基地のない状態とはどのような状態を想定されているのか。単に米軍が撤退して基地がなくなったただけなのか。あるいはそれがさ

ら地の状態なのか。その辺の市長の考えを、想定をお伺いいたします。

(市長 石川彌八郎君登壇)

○市長(石川彌八郎君) 南木議員さんの御質問に御答弁申し上げます。

御質問の第一点、学習指導要領につきましては、教育委員会より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

二点目の横田基地の未来像につきましての一点目、今後の極東における軍備等の情勢をどのように見通しているのかということでございますが、まことに高度な、大変また難しい御質問でございます。私自身、明確な見通しを持ち合わせていないというのが実情でございます。最近の新聞報道等によりますと、極東ソ連軍に欧州のような戦力の低下は見られないという厳しい見解や、欧州を中心とする軍縮の急進展と比較して、アジア軍縮のおくれは否定できないが、ソ連軍のカムラン湾からの一部航空機の撤退や米軍のアジア基地縮小の動きは、世界的な緊張緩和がアジアにおいても波及してきたと見ることもできるのではないかといった見解もございます。

私といたしましては、長期的に見れば、欧州における緊張緩和や軍縮の進展が極東にも及んでくるのではないかと考えておりますし、また、そうなることを強く期待をいたしておるわけでありまして。

二点目の基地のない状態とは、どのようなものを想定しているのかということでございますけれども、御承知のとおり、横田基地の九九％は国有地でございまして、返還された場合における跡地利用計画につきましては、これは国が主体性を持つことになるわけでございまして、さら地として返還されることが当然望ましいことでありますけれども、いずれにいたしましても、その時点におきまして、諸般の情勢を勘案しつつ、議会とも御相談を申し上げまして、市としての要望を決めまして、国に対し要請運動を進めて

まいることになろうかと思ひます。

○教育長（来住野和也君） それでは、南木議員さんの学習指導要領の中の国旗・国歌の小中学校等における取り扱いと市の対応について対して、お答え申し上げます。

市内公立学校での国旗・国歌の取り扱いについて、御答弁いたします。

御質問のとおり、新学習指導要領の規定は、従来のものと比較いたしますと、一つには、国旗・国歌の取り扱いについて、入学式、卒業式といった具体的な学校行事が明示されたこと、これが一点。それから二つ目には、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。『望ましい』というのが、御指摘のように、「指導するものとする」という強い表現になりました。したがって、国旗・国歌の公立学校での取り扱いについて、明確化が図られたものと考えます。学習指導要領というのは、国の定める教育課程の大綱的な基準でありまして、いずれの学校においても、この基準に従って教育を実施する必要があると考えます。したがって、学習指導要領の趣旨に則して、市内公立小中学校で国旗・国歌を取り扱うべきだと考えております。

なお、六十三年度の市内小中学校の国旗・国歌の取り扱いの実態についてでございますが、これは教育次長の方から答弁させていただきます。

○教育次長（矢崎茂夫君） それでは、自席から教育長の補足答弁をさせていただきます。昭和六十三年度の入学式、卒業式における市内の小中学校の国旗・国歌の取り扱いの実態でございますが、入学式につきましては、国旗を掲揚した学校は、式場と屋上に国旗を掲揚した学校、これは小学校が二校、中学校が三校でございます。それから、式場に掲揚した学校が小学校一校、屋上のみが小学校四校となっております。

また、卒業式に国旗を掲揚した学校はということでございますけれども、式場と屋上に掲揚した学校でございますけれども、小学校が四校、中学校が三校。それから、式場のみが一校、それから、屋上のみが二校となっております。

次に、国歌の斉唱でございますが、入学式に実施した学校はございません。卒業式においては、小学校二校においてテープによる曲の演奏だけを流しております。

また、国旗等の掲揚をだれがしたのかということでございますけれども、すべての学校で、教頭または用務員が行っております。以上、御答弁いたします。

○六番（南木繁男君） それでは、第二回の質問を自席からさせていただきます。

新学習指導要領では、なぜ小学校において、履修すべき漢字が一千六文字なのか。これは多いのか少ないのか。あるいは、歴史上の中にも、幕府が徳川幕府と鎌倉幕府がありますが、歴史上の事実である室町幕府はない。あるいは四十二人の人間がありますが、軍人では東郷平八郎だけ、東郷平八郎を挙げるならば、乃木希典もあるではないか、大山 巖もあるではないかと考えられます。また、宗教においても、鑑真とだれかが二人だけが挙がっておりますが、我々にとっては、もっとポピュラーである空海とか日蓮とかがないなど、いろいろまだ勉強、研究すべき課題はあると思ひますが、今回は学習指導要領については、国歌と日の丸だけに限って絞っておりますので、それについての質問を続行いたします。

それでは、教育委員会が指導方針に沿った取り扱いが行われず、従来のままであった場合、どのように対応すべきお考えなのか伺ひいたします。

それから、横田基地についてであります。私は反米思想の持ち主ではありません。また、今日の国家の安全のためには、日米安保が必要であり、そのためには、横田基地が必要な施設であると考えております。何でも、基地を廃止するというような強硬な考えはありませんし、その立場にはありません。しかし、米ソ両国の対立はそれぞれの国の財政事情によるものが主たる原因の一つであると考えられますので、遠からず極東にも、そのような事態が及んでくると思ひます。その際に、日本にある基地の施設が、徐々に一つ一つ撤去されていくのではないかと考えられます。その際の順番であります。ぜひ、横田基地を一番先にしてもらいたいというようなことを考えまして、市当局は、それについて何か手を打っておられるか。また、打っていただければ、そのような手を打つ考えがあるかをお伺ひいたします。

○市長（石川彌八郎君） 今、特別に手を打っておるわけではございません。今後における情勢変化の有無

をいち早くまず把握するために、あらゆる機会を通じまして、積極的に、やはり情報を収集するということが肝要ではないかと、こんなふうに思っております。

そして、もしそうした変化があるような場合におきましては、これは議会とも、もちろん御相談を申し上げまして、迅速に、しかも的確に対応を図ってまいりたいと、こういうふうな考えであります。以上でございます。

○教育長（来住野和也君） 再度、国旗・国歌問題について、御答弁いたします。

学習指導要領というものは、せんだって、新聞でも御承知かと思いますが、伝習館高校事件の最高裁判決におきまして、法規としての性質を有するというふうな決定がされておりました。各学校で、学習指導要領に従った適切な教育課程が実施されるように、各学校を指導しておるところでございます。その中の、特に国旗・国歌の取り扱いにつきましても、学習指導要領の趣旨に則して行われるよう、重ねて指導したいと考えております。以上です。（「よろしく願います」と呼ぶ者あり）

○六番（南木繁男君） 余り長くなるのも何ですから、三回目には要望を行います。

まず、国旗・国歌の問題であります。国には国の旗があり、国の歌がある。これは当然であります。世界百数十カ国が、その例に倣っております。日本の場合には、法律的に日の丸が国旗であるということについては、多少の疑義があることは承知しております。日の丸を国旗として認める歴史的な経過と、国民、全世界の承認があるということも、また事実であります。君が代、またしかりであります。このことは、法律上の多少の疑義をはるかに超越しているものと考えます。国旗を愛し敬うことは、国を愛することにつながります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）国を愛せない者が、どうして福生を愛することができましょう。（「そうだ」と呼ぶ者あり）国を愛せない者が、なぜ世界平和を愛せますか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）（「何か勘違いだろ」と呼ぶ者あり）国旗・国歌を戦争、軍国主義に結びつけるというのは、余りにも短絡的な考え方ではないでしょうか。

児童・生徒が国旗・国歌に接する機会を多く持っても、それによって軍艦、大砲、小銃、鉄砲、連想するものがあるでしょうか。絶対に、そんなものに連想は及ばないと思います。

私は数少ない軍隊経験者ですが、やはり、国旗を見て昔の軍隊生活の連想は絶対いたしません。（「うそをつくな」と呼ぶ者あり）ぜひ、学習指導要領に則した国旗・国歌がすべての公立学校で適切に行われることを強く要望いたします。

この質問は要望をもって終わります。

次に、横田基地ですが、市の基本構想には、今世紀には、横田基地はなくなろうという想定がされております。この想定は、構想策定時においては、全く正しいと思います。また、今日現在も、これは正しいと思います。しかし、世界の情勢は、福生市の基本構想に縛られたり拘束されたりすることはありません。勝手にひとり歩きをします。市当局は、今後も各種の情報を的確に把握され、その対応に遺憾なきを期せられたいと要望いたします。質問を終わります。以上ありがとうございました。（拍手）

○副議長（井上寅吉君） 次に、二番大森 進君。

（二番 大森 進君）

○二番（大森 進君） それでは、一般質問を行っていききたいというふうに思います。大きくは、四点の項目について行ってまいります。

まず最初に、米軍横田基地についてであります。

第一点目として、米韓合同軍事演習チームスピリット'90について、多くの議員の方からも質問があるというふうに思いますけれども、ことしも米韓合同軍事演習チームスピリット'90が行われるというふうに報道されております。実際は、事前の軍事訓練としまして、一月の段階から開始されておりますし、三月中旬が最大の軍事演習の山場というふうに報道もされております。この福生の横田基地を輸送基地として、大量の兵員あるいは機材を運び込むというふうな形になっておりますけれども、毎年、このチームスピリットの演習については、市長さんに対して中止の申し入れをすべきであるという立場から質問してまいりましたけれども、今回も、そういった意味から、市長さんの考え方を、中止の申し入れをする考えがあるかどうかという視点から、お伺いしたいというふうに思います。

従来ですと、米韓合同軍事演習という形で質問してきたわけですが、これが、その演習の内容をよく見ますと、かなり日米の米軍と日本の自衛隊による合同訓練が開始されてきているということを踏まえて考えますと、このチームスピリットの演習が一月から頻繁に開始されまして、三月に向かっていると。その間に、日本と米軍の合同訓練も頻繁に行われてきている。そういった視点から見ますと米・日・韓の軍事演習という色が、かなり濃くなってきているのではないかと、この横田からアラスカ第六軽歩兵師団が、早朝に横田基地に到着して、午前九時から民間バス八台とトラックで横田基地を出発して、関越北陸自動車道を経由して、新潟の高田駐屯地入りしたと。二月二十一日には、午前八時から駐屯地内で、合同訓練を行っているというふうな事実も、明らかにされてきているというふうに聞いておりますし、北海道では雪中訓練が行われるなどしております。そうした面で考えますと、市長さんは、遠藤議員の質問に対して、外国の国同士が演習をしているというふうに言っておりますが、実態として、かなり日本の自衛隊あるいは米軍の訓練の中で、このチームスピリットにかかわりが強くなってきていますので、そういった視点からも、お伺いしておきたいというふうに思います。

二番目に騒音対策についてでありますけれども、これは、ずっと基地問題をやっているときには、騒音対策ということで、続けて質問してきたわけですが、昨年の十二月議会の最終日でしたか、E2Cが飛んでおりました。集中的にE2Cの訓練が行われたというふうな感じではないのですが、今日まで、かなり定期的に飛んでいるのも実態であります。そのE2Cの訓練について、昨年の暮れから現在まで、どういう飛行訓練があったのか、調査しておりますたら、その内容を明らかにしていただきたいというふうに思います。

それと、前回の議会でもやりましたけれども、日米合同委員会で承認された三九協定について、少しまた今回お伺いしたいというふうに思います。今回は、深夜エンジンテストについての考え方をお聞きしたいわけですが、皆さん御存じのように、夜の夜中に、エンジンテストが大きな音で行われております。大変、市民の方にとってみれば、迷惑この上ないことでありますが、三九協定で見ますと、ジェット

エンジンの試運転上及び調整上における作業時間の規制ということで、効果的消音装置が使用されるまでの間は、かなりその規制を受けるんだというふうになっていると思えます。ジェットエンジンの調整上における作業の制限時間としては、すべてのエンジンは、十八時から翌朝の七時までというふうになっております。

ここでお聞きしたいのは、消音施設、そういった効果的な装置は、市としてはどういうものを指しているのかということと、どういう立場で認識しているのかということをお聞きしたいというふうに思います。私自身、ほとんどその効果はないであろうというふうな立場で、お聞きするわけですが、その点について、お伺いしておきたいと思えます。

三番目に、十二月から二月までの飛行回数について、これを月を上・中・下旬という三段階に分けて、またお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、ごみ減量対策について、お伺いいたします。

福生市にかかわらず、東京都としても、ごみ減量対策は、今日大変大きな問題として、行政の対策課題となってきました。当福生市としても、ごみ問題は避けて通れない課題でありますし、自然環境を守り、私たちが生活していく上において、どのように対応していくかが、今、問われているというふうに思います。ごみは、いかなる対策を講じてもゼロになることはありません。しからば、行政、市民の立場から、ごみをいかにして減らすか、または出さないようにするか、突き詰めていかなければいけないと思います。福生市の不燃ごみは、リサイクルセンターで処理しております。可燃ごみは西多摩衛生組合を通して、日の出町、谷戸沢廃棄物広域処分場で処理していますが、どちらとも平成八年前後には、満杯になるのではないかと、このように予想されております。

そこで、第一点目として、不燃ごみ減量対策として、どういった対策を講じておられるか。また、今後の将来的見通しについても、お尋ねしておきたいと思えます。また、市民からよく聞かれる話としては、発泡スチロール、いわゆるスーパードでよく見かけるトレイ等に対する対策についても、あわせてお尋ねしておきます。

二点目として、コンポスト施設の導入の考え方について、お聞きしたいと思います。これは、全国各地で取り組んでいる自治体も多くあるというふうに聞いておりますが、主に生ごみを集め肥料として土に返していくという方法ですが、ごみ減量としては、かなり効果的であるというふうに考えております。福生市としての考え、あるいは近隣自治体を含んでの構想での考えがあるかどうかお尋ねしておきたいと思います。

三点目として、一般家庭用コンポストの推進についてであります。はっきり言って、全体的な問題として見た場合、大きな成果になる方法とは言えませんが、早く実施することが可能であるという点と、ごみ減量に向けては、あらゆる方法をとっていかなければならないという考え方に立つならば、無料で提供して市民の協力を得るべきであるというふうに考えますが、市長さんのお考えについて、お尋ねしておきます。

次に、女性対策行政について、お伺いいたします。

第一に女性会館の建設について、第二点目として女性対策担当の設置等について、お伺いいたします。かなりかわりの深い項目ですので、大体二点まとめてお伺いしますけれども、現在、女性の社会進出が、マスコミ等で言われていることも多い状況ですけれども、女性の社会における位置として、男性社会中心とされているこの社会構造から考えますと、仕事、生活面から見て、まだまだ弱い立場に置かれていることは、大変残念なことではありますが、歴然とした事実として存在しております。憲法で保障された平等の理念が、本当に根づいてはいないとも言えると思います。私も男性の一人として大きなことは言えないわけですけれども、こと行政の立場から見ますと、平等な視点から考えるというのは当然でありますし、会館でみれば、福生市には地域会館が多くあります。男も女も利用しているわけですから、一見して、女性会館の必要性は薄れるというイメージもありますが、しかしながら、社会全体から見れば、男女差別について、大きな問題として存在しているわけですから、女性のための地域会館があって当然というふうに私は考えます。会館の位置づけといたしましては、女性のための女性の利益を優先させ、意識改革を行える、あるいはそうした厳しい環境に置かれた女性を救うために、福生市として、女性のためだけの地域セ

ンターとしての機能が発揮できるものであると、そういう性格のものが必要であるというふうに考えます。そうした会館をつくっていくために、市役所に女性対策係を設置して、広範な意識調査や、今、女性が問題としているもの等々をアンケート調査を行うなどしながら、女性対策として行政に、いかにそれを生かしていくのか、反映させていくのが重要であるというふうに思います。

そういった視点から、女性会館の建設と女性対策係の設置についてのお考えについて、お尋ねいたします。

最後に、新学習指導要領について、お尋ねいたします。先ほど、南木議員からも質問がありました、私とかなり視点が違うと思いますけれども、これについても、幾つかの点について、質問いたします。

日の丸・君が代の義務化についてであります。昨日も遠藤議員が指導要領問題について、かなり詳しく質問されておりますので、私の方といたしましては、日の丸・君が代を中心に、お聞きしていきたいというふうに思います。

まず第一に、日本国憲法第十九条には、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」というふうに書かれております。ある旗を上げるか上げないか、ある歌を歌うか歌わないかは、これらは、いずれも思想、良心の自由の問題であると考えます。

そして、憲法第十三条には、「すべての国民は、個人として尊重される」というふうに書かれています。思います。日の丸・君が代を拒否する者が、たとえ少数であったとしても、その人たちも個人として尊重されなければなりません。これらに反する行為は、明らかに憲法違反であるというふうに考えます。今回の新学習指導要領では、「望ましい」から「指導するものとする」に変わってきました。法的根拠に基づくとしながらも、強制的に押し進められようとしております。学校教育の場において、賛否両論のあるこの日の丸・君が代について、強制的に行われるとするならば、教師、父母、とりわけ生徒の人格と人権について、教育委員会はどのように考えておられるのかを、まず最初にお尋ねしたいというふうに思います。第二に、日の丸と君が代について、戦争の歴史を無視して考えるわけにはまいりません。アジアに侵略して、数え切れないほどアジア人民を虐殺した歴史的事実と、その外国人から見ても、日の丸を象徴的なも

のとして記憶にとどめていることは、外国の報道を見れば明らかであります。君が代の「君」が天皇を指していることも事実ですし、天皇制の問題として過去の歴史的視点から、君が代についても問われるというふうに考えます。戦後、ドイツやイタリアが国旗・国歌を変えましたけれども、日本は戦争責任を自身の手で追及できなかった、戦後改革が不十分であったことを示す以外、何物でもないというふうに考えます。戦争責任の視点から、教育委員会として、日の丸・君が代についてどのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

第三に、この新学習指導要領が中曽根元首相の戦後政治の総決算路線の中で、教育改革が進められ、教育課程審議会は、高石前文部次官が主導し、この審議委員として、江副前リクルート会長が入っているなど、リクルート汚職にまみれた人たちの手によってつくられてきたものであるというふうに思います。学校教育の視点から考えれば、まず白紙撤回されてしかるべきであると思いますが、こういった問題についての教育委員会のお考え方をお聞かせください。

最後に、四月の入学式に向けて、文部省からの通達ないし指示が来ているのかどうか、内容もあわせてお聞かせいただきたいと思います。

以上で、第一回目の質問とさせていただきます。

(市長 石川彌八郎君登壇)

○市長(石川彌八郎君) 大森議員さんの御質問に御答弁申し上げます。

米軍横田基地についての一点目、米韓合同軍事演習チームスピリット'90につきましては、昨日、他の議員さんからも御質問をいただき、御答弁を申し上げたとおりでございます。ことしも三月十四日から約二週間にわたり実施されるのですが、新聞報道されました。期間は昨年よりふえたものの、参加兵力は縮小されるようでありますが、いずれにいたしましても、御指摘のとおり、この間、横田基地における離発着回数もふえることが予想されますので、国及び基地に対し、騒音ですとか安全性、特に事故防止には、万全を期するよう申し入れをいたしたところでございます。私といたしましては、この練習が実施され、横田基地での離発着がふえますことは、決して歓迎すべきことではないと考えておるわけでありまして、横

も、昨日も申し上げましたが、内容が、外国同士による練習でもあり、国際的、軍事的なことでもありますので、中止要請をいたす考えというのはいかなるものかなといったようなことで、中止要請をいたす考えはございません。

二点目の騒音対策についてのうち、E2Cの飛行についてでございますが、ミッドウェー艦載機、E2Cによります無通告の飛行訓練が、ことしに入ってから、一月十一日から二月十四日までの間、十日間行われたことを確認いたしております。昨年十二月十一日、ミッドウェーが横須賀に入港した時点で、また飛来してくるたびに、国及び基地に対し飛行訓練をしないように強く要請いたしたところでございますが、結果といたしましては、実施されたことは、まことに遺憾であると考えております。

また、国より二月十九日に厚木基地で、二月二十二日から二十六日までの日没から午後十一時まで訓練を実施するとの情報連絡がございましたので、直ちに国及び基地に対し横田での訓練を行わないようにと、大変強く要請をした次第でございますが、結果といたしましては、幸い実施をされませんでしたことは、まことにありがたいと思っております。

なお、訓練回数及びエンジンテストの件につきましては、担当部長より答弁いたします。

三点目の十二月から二月までの飛行回数についても、担当部長から答弁させます。

次に、ごみ減量対策について、御答弁申し上げます。

今や、ごみ対策は社会的にも大きな問題となっております。経済の発展とともに、ますます増加する傾向にあり、また、質の変化により深刻化していくと思っております。

一点目の不燃ごみ減量対策と今後の見通しでございますが、当市の不燃ごみは、ここ数年急激な伸びを示しております。本年は一〇%を超える勢いでございます。特に、近年のプラスチック・ビニール系のごみが増加していることから、昭和六十三年四月より不燃物圧縮減容機を設置いたしまして、減量に努めるとともに、最終処分地の延命化を図っております。ほかに、資源化を図るために、分別収集を行っており、かなりの効果を上げておるところでございます。ごみの減量化をしていくためには、やはり何よりも、市民の意識が大事であることから、市はごみ対策につきましても啓発をしていかなければなりません。現